

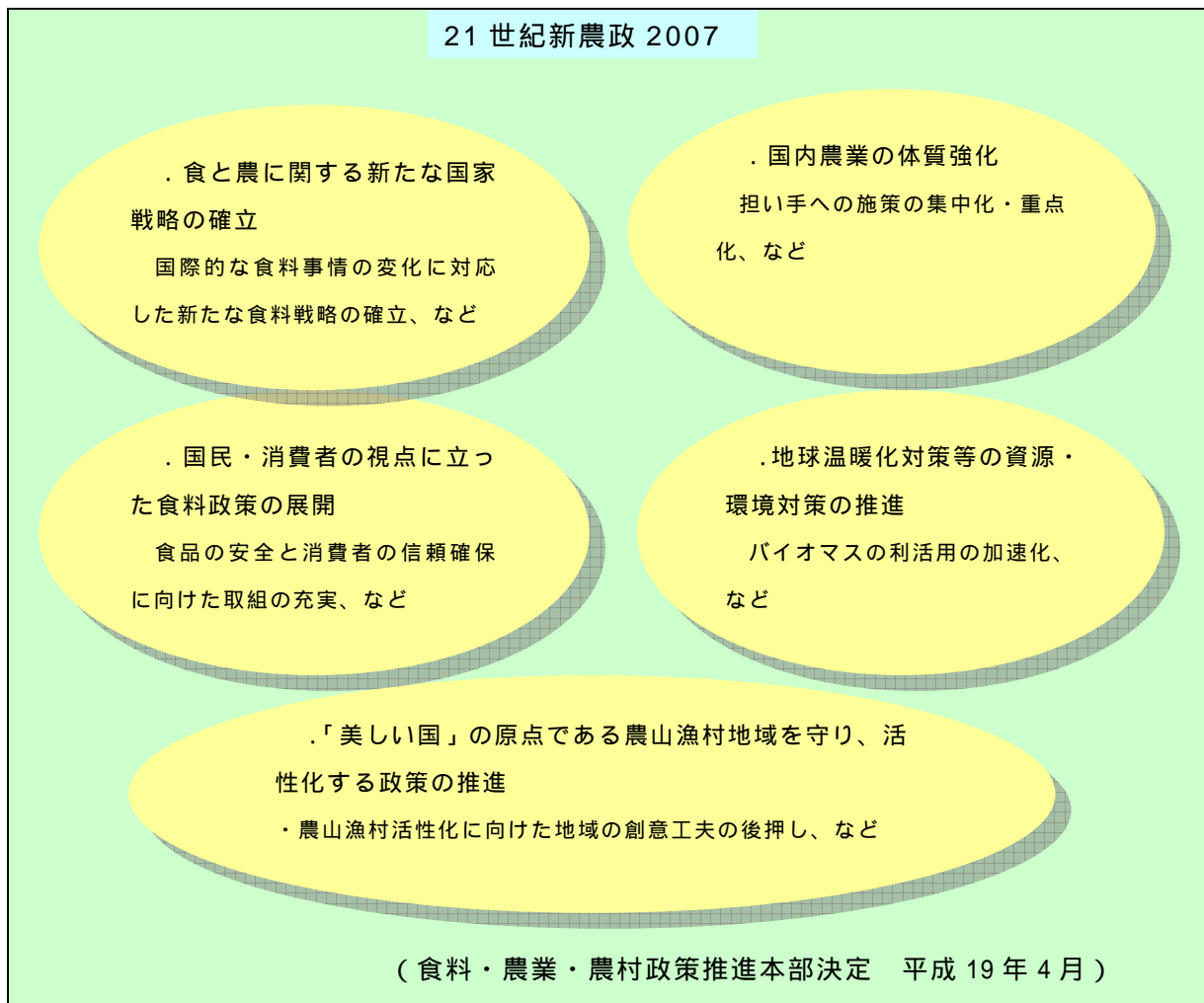
第 1 章 総 論

1.1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

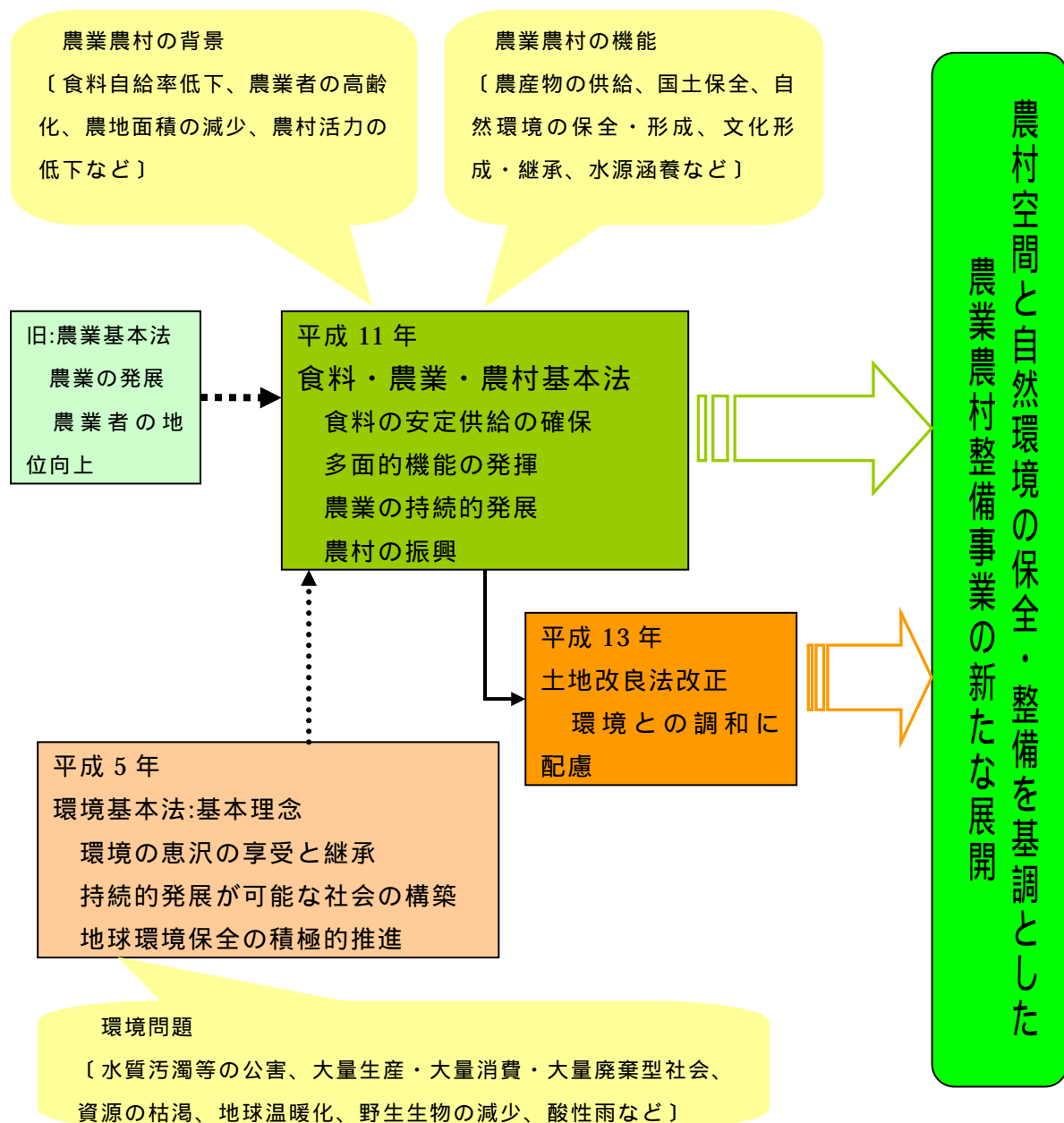
国の農業政策については、「食料・農業・農村基本計画」(平成 17 年 3 月閣議決定)を礎としながら、21 世紀にふさわしい戦略産業としていくための条件整備が進められている。

一方、経済社会のグローバル化が急速に進展する中で、開発途上国の経済発展やバイオ燃料生産の拡大等を背景とした国際的な食料事情の変化への対応、温暖化防止など地球規模での環境問題への対応等が課題となっている。食料・農業・農村は、それらの有する諸機能を十分に発揮することにより、課題解決に貢献していくことが期待されている。



わが国の農業を 21 世紀にふさわしい戦略産業にしていけるためには、農業農村が持つ潜在能力を最大限発揮させていくことが重要である。

翻って、平成 11 年に制定された食料・農業・農村基本法では総則の中で「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能について」は適切かつ十分に発揮されなければならないとし、「多面的機能の発揮」を明確化した。さらに平成 13 年には土地改良法が改正となり、その目的及び原則に「土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資する」ことが追加されている。



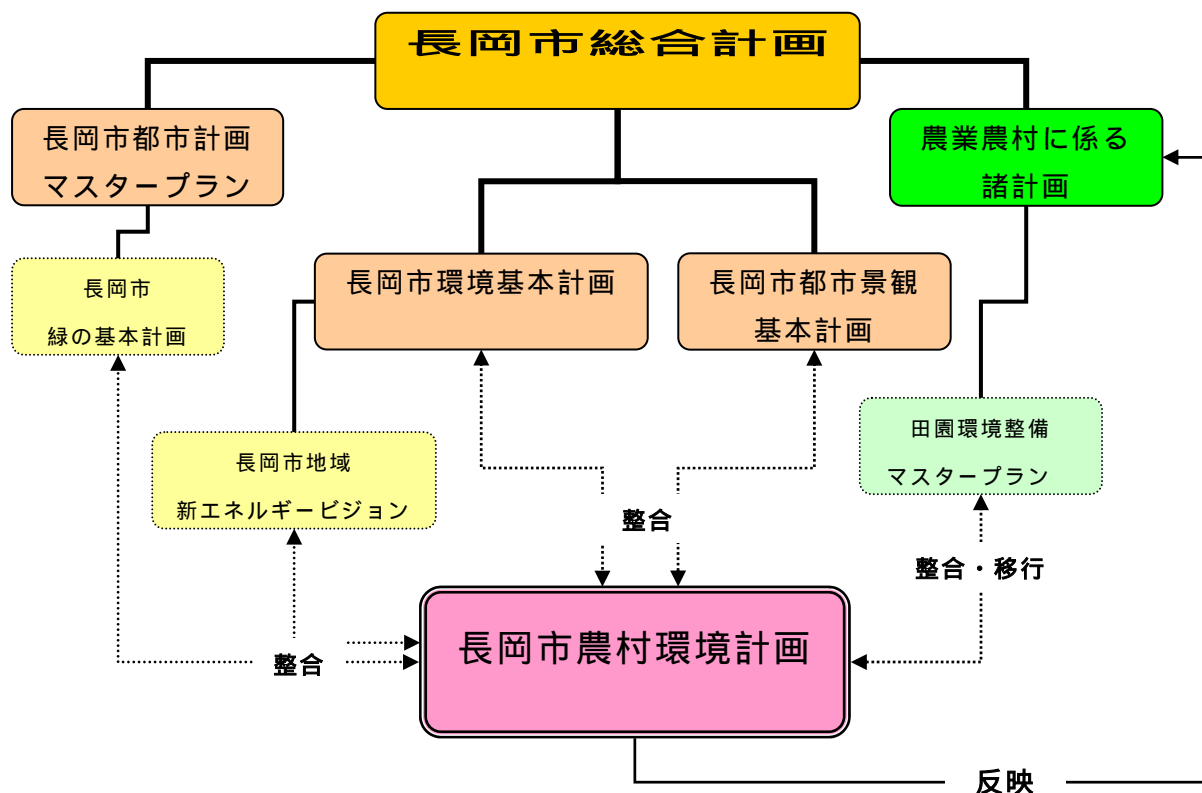
社会情勢の変化や環境意識の高まりを背景として、農業農村整備にも環境との調和や環境への配慮が求められるようになってきている。

(2) 目的と位置づけ

農村環境計画の目的は、農村地域（主に農業振興地域）において展開される農業農村に関わる事業等に対して、環境配慮や環境保全が適切に行われるための目標や方針を示すことである。但し、「環境」という概念は一部地域に限定されず、広く市域全体に関わるものであることから、現況環境の把握は市の全域を対象とし、また広域的な環境保全の取組が望ましいと考えられる場合には、農村地域以外の地域も必要に応じて計画に組み入れることになっている。

農村環境計画とは...
 環境配慮・保全の目標や方針を示すものであり、具体的な事業を企画・立案するものではない。
 農村地域における環境配慮・保全の「マスタープラン」である。

長岡市の有する農業や環境関連の計画と、農村環境計画とは概ね次のような関わりにある。



農村環境計画の前身とも言うべき、環境配慮のためのマスタープラン。主に農業振興地域内において「環境配慮区域（工事前の生物の移植等、環境への影響を低減、緩和しながら事業を行う）」と「環境創造区域（多自然工法を導入する等、自然と共生する施設を重点的に整備する）」を設定し、環境配慮の方向性を示したもの。

1.2 計画策定の手順

農村環境計画は既存資料や文献の整理、現地調査を通じて長岡市の農業や環境等の現状を把握し、さらに住民の意向も踏まえながら、農家や各種団体の代表者、学識経験者等による討議、検討を経て策定される。本計画の策定期間は2カ年である。

